

改正案	現行
<p>（養成機関又は講習会の指定）</p> <p>第四条 都道府県知事は、法第十九条第一項第二号に規定する養成機関又は講習会の指定（以下「養成機関等の指定」という。）を行う場合には、入所の資格又は受講資格、教育又は講習の内容その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>（指定の申請）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第五条 養成機関等の指定を受けようとするときは、その設置者又は実施者（都道府県を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>（変更の承認又は届出）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第六条 養成機関等の指定を受けた養成機関又は講習会（以下「指定養成機関等」という。）の設置者又は実施者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地又は開催場所の都道府県知事に申請し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（新設）</p>

2| 指定養成機関等の設置者又は実施者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地又は開催場所の都道府県知事に届け出なければならない。

(報告)

第七条 法第十九条第一項第二号の指定を受けた養成機関の設置者は、毎事業年度開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項をその所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2| 法第十九条第一項第二号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項をその開催場所の都道府県知事に報告しなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第八条 都道府県知事は、その指定した指定養成機関等につき必要があると認めるときは、その設置者若しくは長又は実施者に対して報告を求めることができる。

2| 都道府県知事は、第四条に規定する厚生労働省令で定める基準に照らして、その指定した指定養成機関等の入所の資格又は受講資格、教育又は講習の内容その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者若しくは長又は実施者に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

(新設)

(新設)

第九條 都道府県知事は、その指定した指定養成機関等が第四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、その設置者若しくは長若しくは実施者が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(新設)

(指定取消しの申請)

第十條 指定養成機関等について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者又は実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書その所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しなければならない。

(新設)

(国の設置する養成機関等の特例)

第十一條 国の設置する法第十九条第一項第二号に規定する養成機関に係る第五条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)

第五條		所管大臣
設置者又は実施者（都道府県を除く。以下同じ。）	申請書その所在地又は開催場所の都道府県知事に提出しな	書面により、その所在地の都道府県知事に申し出るものとす

第六條第一項	設置者又は実施者	設置者又は実施者	第六條第一項	所在地又は開催場所	所在地	第六條第二項	設置者又は実施者	所管大臣	第七條第一項	設置者	所管大臣	第八條第一項	設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	第八條第二項	設置者若しくは長又は実施者	所管大臣	第九條	認めるとき、その設置者若しくは長若しくは実施者が前条第二項の規定による指示に従わないとき、	認めるとき
	い	協議し、その承認を受けるものとする	ない	届出なければなら	通知するものとする	ない	届出なければなら	通知するものとする	報告しなければなら	通知するものとする	通知するものとする	ない	報告しなければなら	通知するものとする						

2

国の実施する法第十九条第一項第二号に規定する講習会に係る第五
 条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる
 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字
 句とする。

	前条	申請		設置者又は実施者	所管大臣
	申請書その所在地 又は開催場所の都道 府県知事に提出しな ければならない	申請書により、その所 在地の都道府県知事 に申し出るものとする	設置者又は実施者 (都道府県を除く。以 下同じ。) 申請書その所在地 又は開催場所の都道 府県知事に提出しな ければならない	設置者又は実施者 所在地又は開催場所 申請し、その承認を 受けなければならな い	所管大臣 書面により、その開 催場所の都道府県知 事に申し出るものと する
第六條第二項	設置者又は実施者	所管大臣	第六條第一項	設置者又は実施者 所在地又は開催場所 申請し、その承認を 協議し、その承認を 受けるものとする	所管大臣

前条	設置者又は実施者 申請書をその所在地 又は開催場所の都道 府県知事に提出しな ければならない	設置者又は実施者	申請	示に従わないとき、 二項の規定による指 示に従わないとき、	認めるとき、その設 置者若しくは長若し くは実施者が前条第 二項の規定による指 示に従わないとき、	指示	設置者若しくは長又 は実施者	設置者若しくは長又 は実施者	報告しなればなら ない	実施者	ない	所在地又は開催場所
	事 に 申 し 出 る も の と す る	所管大臣	書面により、その開 催場所の都道府県知 事に申し出るものと する						通知するものとする	所管大臣		開催場所

(厚生労働省令への委任)

第十二条 第四条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他養成機関等の指定に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業)

第十三条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一 三 (略)

四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七條第二号若しくは第三号又は第三十九條第一号から第三号までに規定する都道府県知事の指定した養成施設を經營する事業

五 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第七條第二号又は第三号に規定する都道府県知事の指定した養成施設を經營する事業

六・七 (略)

第十四条 (略)

(運営適正化委員会の委員の定数及び選任)

第十五条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)の委員(第四項及び第五項並びに第二十四条を除き、以下単に「委員」という。)の定数は、福祉サービス利

(新設)

(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業)

第四条 法第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一 三 (略)

四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第七條第二号若しくは第三号又は第三十九條第一号から第三号までに規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を經營する事業

五 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号)第七條第二号又は第三号に規定する厚生労働大臣の指定した養成施設を經營する事業

六・七 (略)

第五条 (略)

(運営適正化委員会の委員の定数及び選任)

第六条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)の委員(第四項及び第五項並びに第十五条を除き、以下単に「委員」という。)の定数は、福祉サービス利用援

用援助事業に関する助言又は勧告及び福祉サービスに関する苦情の解決の相談、助言、調査又はあつせんの事務を第二十条第一項に規定する合議体が適切に行うために必要かつ十分なものとして、都道府県社会福祉協議会が定める数とする。

2～6 (略)

第十六条～第二十五条 (略)

助事業に関する助言又は勧告及び福祉サービスに関する苦情の解決の相談、助言、調査又はあつせんの事務を第十一条第一項に規定する合議体が適切に行うために必要かつ十分なものとして、都道府県社会福祉協議会が定める数とする。

2～6 (略)

第七条～第十六条 (略)